

2021年度

公益信託 農林中金森林再生基金 募集要項

もりぢから
(農中森力基金)

1 趣旨

森林は、農林水産業の持続的な発展に資することに加え、近時、地球温暖化防止、水源涵養、自然災害防止、保健文化機能等、その多面的機能を評価されています。

一方で、戦後の拡大造林期に植林した人工林が成熟期を迎えつつあるなか、山村の高齢化・不在村化が進み、施業意欲の低下から間伐等の手入れが放棄され、過密のまま痩せ細り土壌が流出する、また伐採後の再植林が放棄される等、その多面的機能を果たしえない状況となっています。行政も上記のような状況を問題視し、新たな森林管理システム、森林環境税・森林環境譲与税の導入等、対応を本格化させています。

本公益信託は、こうした国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を發揮させることを目指した活動に対して助成し、もって森林の多面的機能が持続的に發揮されることを目的としています。

2 助成対象事業

国内の荒廃した民有林の公益性を發揮させることを目指した活動であって、地域の森林に対する長期ビジョンをもった活動でかつ費用対効果に十分配慮した創造性が高いと認められる以下の事業に対する助成金の支給。

- (1) 複数の森林所有者との長期契約に基づく、ひとまとまりとなった荒廃林の再生事業（多面的機能の向上を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐、間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新等の施業を条件とする。）
 - (2) 上記に附帯する林地境界明確化、林地調査、不在村者調査
 - (3) その他目的を達成するために必要な事業
- ・ 「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含む。
 - ・ 対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とする。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本とするが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できればこれを認める。
 - ・ 「長期契約」とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約(期間5年以上)等とする。
 - ・ 附帯事業には林地境界明確化、林地調査、不在村者調査等の事業を含む。
 - ・ 荒廃した民有林とは、現に荒廃した森林に加え、間伐遅れ林分等のこのまま

推移すれば荒廃する恐れのある林分を含む。

※ 事業の中でも、特に、(1)、(2)に重点を置いたうえで、次のような緊急性、継続性、波及性等が高い事業・活動を選定します。

- 例 (1) 助成終了後も継続性・波及性が認められる事業
- ・ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となる取組み
 - ・事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- (2) 過去に例の少ない先進的事業
- (3) 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- (4) 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- (5) 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

※ 当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

※ 対象事業の範囲は、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。

例 間伐した立木を共販所（原木市場）又は製材工場まで運び込んだ段階まで。

※ 附帯事業（ソフト事業）のみの申請も認めます（ただし上限金額15百万円以内）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。次年度のハード事業についても、助成の有無にかかわらず事業結果の報告をしていただきます。また、このハード事業について、翌年に基金に応募（既助成決定分と合わせて30百万円以内）いただくことは可能です。

3 助成対象者

以下の全ての条件に該当する者を対象とします。

- (1) 営利を目的としない団体で法人格を有するもの。ただし地方公共団体を除く。

例 森林組合・農協・漁協等協同組合、特定非営利活動法人、社団・財団等

- (2) 過去の活動歴等からみて本活動を運営するのに十分な能力、知見を有する団体。
- (3) 対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。
- (4) 共同申請も可能です。その場合代表者を明記したうえで申請してください。

4 助成金額

- (1) 2021年度募集分の助成金総額は200百万円を予定します。
- (2) 1件あたりの助成金の限度額は30百万円とします。
 - ・ 助成先は10先程度を想定しています。
 - ・ 助成金額は、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売代金の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。
 - ・ 支給方法は「7 選考方法と助成金支給、報告提出義務」を参照ください。

5 助成期間

- (1) 助成の対象となる事業の実施期間は、原則として2022年4月1日以降に開始し、2023年3月31日以前に終了するものとします（1年間）。
- (2) 複数年度にわたる事業の場合は、複数年にわたる事業計画を提出してください。ただし助成は初年度のみとなります。

6 助成金の対象となる経費

- ・ 事業活動に要する、常識的な範囲・金額にかかる各種経費を対象とします。
- ・ 助成対象となったすべての経費につき明確な積算根拠の資料を提出いただきます。（物品購入等については申請時に見積書等、事業完了後には領収書が必要です。人件費等については積算根拠の数字について説明資料が必要です。）

（ハード事業） 伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費

- ・ 活動に直接携わる者の人件費
- ・ 当該活動に必要な林業機械・車両の燃料費、償却費
- ・ 林業機械や車両、パソコン等のリース、レンタル料
- ・ 当該活動に必要なパソコン等のソフトウェア
- ・ 当該活動に必要なと認められる高価でない作業用具、資材、資料の購入費やリース・レンタル料
- ・ 現地での活動にかかる電車、車等の交通費、レンタカー代
- ・ 当該活動にかかる保険料

（ソフト事業） 境界明確化等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費

- ・ 当該活動にかかる外部の講師や専門家への謝金と実費交通費
- ・ 当該活動に必要な会議等開催場所の借上料、会議資料作成費、機器レンタル料
- ・ 当該活動に必要な事務用品購入費用、文書等郵送費
- ・ 当該活動に必要な森林データベース作成費

以下のものは原則として対象になりません。

(ハード事業)

- ・ 林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用
- ・ 遠隔地への移動にかかる交通費
- ・ 団体の事務所等の購入費や維持費、家賃等

(ソフト事業)

- ・ 外部の研修会や講演会への参加費、出張費、宿泊費等
- ・ 団体、個人との交流費、交際費、接待費等
- ・ 団体、個人への会費、寄付金、謝礼、土産代
- ・ 掲載料、放送料等にかかる広告・広報の費用等

7 選考方法と助成金支給、報告提出義務

(1) 一次審査 (2021年9月頃)

- ・ 主に事業内容の公益性・創造性・事業効果等および申請団体の事業運営能力を審査します。

(2) 二次審査 (2022年2月頃)

- ・ 一次審査を通過した団体について、事業計画数値の適正性を審査・検証します。必要となる詳細な積算根拠資料等を提出いただきます。
- ・ 原則として現地実査を行い、事業計画との整合性を検証します。
- ・ 相場と乖離した不適正な事業数値の計上、著しい資料提出遅延等の不誠実な対応等が見られた場合は、審査対象外とします。

(3) 概算払い (前払い) の実施 (2022年4月以降)

- ・ 本基金の助成は、原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後に支給します。
- ・ ただし、希望される場合には、二次審査終了、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い (前払い) を実施します。
- ・ 概算払い (前払い) は1回のみです。その場合は「概算払い請求書」を提出してください。

(4) 事業の完了報告、助成金支給 (2023年4～6月頃)

- ・ 事業完了後 1 ヶ月以内に、「事業完了報告書」や成果物等を提出していただきます。
- ・ 事業完了報告等の精査後、内容が適正であれば、助成金を支給します。概算払い実施済の場合は残額を支給します。
- ・ 事業完了報告により必要額が決定額を下回る場合は、余剰分については助成

を見送らせていただきます。報告内容に不適正な数字の計上がある場合や報告書の著しい提出遅延等、不誠実な対応がある場合には、助成金を支給せず、また概算払い（前払い）実施済みの分は返金していただくことがあります。

- ・原則として現地実査を行い、事業完了報告との整合性を検証します。
- ・事業完了後も継続して報告を求めることがあります。

【参考】提出資料例

○申請時（一次審査前、4～6月）

助成金交付申請書、法人登記簿謄本、直近の営業報告書・財務資料

○〃（二次審査前、10～12月）

積算根拠資料、所有者との長期契約（写）、個人情報保護法対応資料、その他関係資料

○報告時（事業完了後、4月頃）

事業完了報告書、事業報告書、確認資料（帳簿、契約書、領収書等の写し、事業実施前後の写真、成果物にかかる資料）

8 募集期間と応募方法

(1) 募集期間 2021年4月1日（木）～2021年6月30日（水）

（当日消印有効）

(2) 所定の申請書に記入の上、正・副2部（2部とも押印、片面印刷、ホチキス留めなし）を全国森林組合連合会あてに書留郵便にて送付してください。

9 選考結果・その他

(1) 提出いただいた申請書および添付書類は返却いたしません。選考結果は申請者全員に書面で通知いたします（一次審査結果 2021年9月頃、二次審査結果 2022年2月頃）。

(2) 原則として、助成先の下承を得て事業内容を公開します。

(3) 当基金についての詳細を別途「Q&A」として取りまとめておりますので、参照してください。

10 個人情報の保護に関する法律について

(1) 2005年4月1日から、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）が施行されました。本基金の申請資料（添付資料）には、林地所有者の名前や住所等の個人情報が入ることになります。申請者においては、個人情報保護法に基づいた適切な対応をお願いいたします。

(2) 個人情報を取得した場合、本基金の申請（主に二次審査）にあたっては、所定の資料のほかに上記個人情報保護法に対応した資料（利用目的明示の資料等）の添付をお願いいたします。同資料の添付がなく申請資料に個人情報が

記載されている場合には、当該申請資料は受領できませんので、ご注意ください。

11 問合せ及び申請書請求、送付先

所定の助成金交付申請書を全国森林組合連合会宛請求し、ご記入のうえ、正・副2部を本基金の事務受任者である全国森林組合連合会あてにご提出ください。

なお、申請書は全国森林組合連合会のホームページ（全森連からのお知らせ）からダウンロードすることができます。また、募集要項等は農中信託銀行（社会貢献活動）、農林中央金庫（ニュースリリース）のホームページからも参照いただけます。

○全国森林組合連合会ホームページ

<http://www.zenmori.org>

公益信託 農林中金森林再生基金（農中森^{もりぢから}力基金）のお問合せ先

全国森林組合連合会 組織部 林政・指導課 (TEL 03-6700-4735)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-9-16 丸石第2ビル6階

農中信託銀行株式会社 営業推進部 (TEL 03-5281-1420)

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2-2-1 KANDA SQUARE 5階

以上

公益信託 農林中金森林再生基金

（農中森^{もりぢから}力基金）

2021 年度

募集要項・助成金交付申請書

Q & A

問合せ先

全国森林組合連合会 組織部 林政・指導課	TEL 03-6700-4735
農中信託銀行株式会社 営業推進部	TEL 03-5281-1420
農林中央金庫 食農法人営業本部 営業企画部	TEL 050-3853-3581

目 次

1. 事業内容について

- Q 1. 複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。
- Q 2. 「長期契約」とは何か。
- Q 3. 公益性を発揮させることを目指した活動とは何か。
- Q 4. なぜ、林地境界明確化、不在村者調査を助成対象とするのか。

【「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新」関連】

- Q 5 - 1. 第6回の募集から、「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新」を助成対象事業に追加したのはなぜか。
- Q 5 - 2. 「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林」とは、どのような森林を指すのか。
- Q 5 - 3. 「更新」とは、どのような方法を指すのか。
- Q 5 - 4. マツクイムシ等病虫害、シカ等獣害を受けた森林の伐採・更新は対象とならないのか。
- Q 5 - 5. 「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林」を伐採し木材を販売して収益が出た場合は森林所有者に還元してよいか。

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

- Q 6. 助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。
- Q 7. 1年間にいくつの法人が選定されるのか。
- Q 8. 複数年事業の申請でもよいのか、また複数年助成はあるのか。
- Q 9. 具体的に助成対象費用は何か。
- Q10. 対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。
- Q11. 事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。
- Q12. 補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。
- Q13. 営利を目的としない法人とは何か。
- Q14. なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。
- Q15. 財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。
- Q16. 森林組合以外の団体も助成されるのか。
- Q17. 複数の団体による共同申請は認められるのか。
- Q18. なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（又は財団）だが対象になるのか。
- Q19. いつ助成金は支給されるのか。

3. 申請方法・審査・選定について

- Q20. 申請時に複数の森林所有者との長期契約を締結していないといけないのか。
- Q21. 経費等の積算根拠はどのように説明したら良いのか。
- Q22. 二次審査に係る申請で、計画数値につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどのようなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。
- Q23. 助成案件の選定は、どのような視点で行われるのか。
- Q24. なぜ、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ、選定するのか。
- Q25. 運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。
- Q26. 選定された事業は公開しないのか。
- Q27. なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。
- Q28. 個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

以 上

1. 事業内容について

Q 1. 複数の森林所有者のひとまとまりとなった森林を対象とする理由は何か。

A 1.

日本の民有林の所有構造は、民有林のうち9割近くを91万戸の個人（林家）が所有し、このうち5ha以下の層が戸数で75%を占めている（2010年世界農林業センサス）等、小規模所有構造となっています。小規模所有のために、木材の安定供給や面的な環境保全が困難なものとなっていることから、この小規模所有林をとりまとめることにより、低コストでの施業（伐採・搬出・再植栽等）が可能となるとともに、土砂災害防止、水源涵養等環境保全面での効果が得られるなど、公益性の高い事業になると考えられるからです。

なお、「複数の森林所有者」には、入会集団、財産区、生産森林組合等を含みます。また、対象森林は5ha以上のひとまとまりとなった民有林とします。ひとまとまりとは、対象森林同士が隣接していることを基本としますが、林道が通っており一体的に施業が可能である等、合理的にひとまとまりと判断できれば、これを認めます。

Q 2. 「長期契約」とは何か。

A 2.

長期契約とは、森林経営委託契約・森林経営信託契約・長期施業委託契約・長期管理委託契約等で期間5年以上を対象とします。

森林所有者の高齢化・不在村化、施業意欲の低下が進んでいるため、長期安定的に所有森林の経営・施業・管理を委託するニーズが高まっており、この受託等が可能な法人では、個人の限界を超えて公益的な役割・機能を発揮することが可能になると考えられるからです。

Q 3. 公益性を発揮させることを目指した活動とは何か。

A 3.

公益性を発揮させることを目指した活動とは、森林の公益的機能を発揮させる活動という意味に特定せず、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目指した活動のことです。すなわち、森林再生基金では、木材生産機能を含めた多面的機能が持続的に発揮されることを目的としており、国内の荒廃した民有林において、多面的な機能発揮を目指した搬出間伐・伐捨間伐、被害森林の整理伐・更新、天然更新のための択伐等の森林整備のための施業を助成対象としています。

Q 4. なぜ、林地境界明確化、不在村者調査を助成対象とするのか。

A 4.

森林の所有にかかる境界は、森林簿により確認はできるものの、登記簿や地積測量図と整合性が取れていないことも多く、そうした場合、所有者間相互で境界を確認していることが実態です。近年、所有者の相続や不在村化により境界確認が困難化しつつあること、1951年より実施されている地籍調査(登記簿と地積測量図等を一致させる作業)は、全国平均52%と低水準で、20%未満の県が11県もある等地域により大変遅れていること(2019年度末時点、国土交通省調査)から、近い将来、森林の所有境界が確認できずトラブルが発生するリスクを抱えています。

したがって、複数の森林所有者のとりまとめにあたって、森林所有者間の境界明確化を行い、地域の森林データの整備を行う意義は公益的価値が高いものと言えます。

また、不在村者調査とは、森林を所有する市町村からの転出や相続の発生により、地域の森林所有者が不明となっているケースが増加しており、これを調査・確認する作業のことです。

こうした作業は、一部公的補助があるものの森林所有者の負担が大きく、複数の森林所有者のとりまとめの障害となっていることから、助成対象としたものです。

【「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新」関連】

Q 5 - 1. 第6回の募集から、「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新」を助成対象事業に追加したのはなぜか。

A 5 - 1.

近年、手入れが行き届かず、間伐等を行っても再生が困難な森林が増え、このような森林がこのまま放置されると、森林の公益的機能発揮に重大な支障をもたらすことが危惧されています。

このため、今回、「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林の更新」を追加したものです。

Q 5 - 2. 「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林」とは、どのような森林を指すのか。

A 5 - 2.

樹冠長率（樹高に対する樹冠長の割合）が著しく低く、間伐等を行っても残存木の成長が期待できない森林や、形状比（樹高(cm)を胸高直径(cm)で除した値）が著しく高く、間伐等を行っても残存木が気象害に脆弱であると見込まれる森林等が想定されます。

Q 5 - 3. 「更新」とは、どのような方法を指すのか。

A 5 - 3.

伐採跡地への植栽、または天然更新（自然に落下した種子の発芽、切り株からの萌芽等）を想定しています。

Q 5 - 4. マツクイムシ等病虫害、シカ等獣害を受けた森林の伐採・更新は対象とならないのか。

A 5 - 4.

マツクイムシやシカ等により被害を受けた森林は、基本的には、助成対象事業の「被害森林」に相当すると考えられますが、被害の状況から残存木が今すぐ枯死する状態にはないが、今後の健全な成長が期待できないケース等が想定されます。このような森林については、「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林」とみ

なされ助成の対象になる場合もあると考えられます。

Q 5 - 5. 「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林」を伐採し木材を販売して収益が出た場合は森林所有者に還元してよいか。

A 5 - 5.

「間伐等を行っても再生が困難と見込まれる森林」はこれまで種々の理由により手入れが行われず健全な成長が期待できない森林であることから、主間伐を問わず収益が見込めない森林が対象であり、また、事業実施必要額から販売収入と公的補助金を除いた残額が基金助成金（上限3千万円）となります。

※ 当基金は、基金助成がなければ森林所有者の負担が生じると見込まれる事業を助成対象としています。

2. 助成金額・期間・用途・対象先・方法について

Q 6. 助成金額に上限はあるのか。少額の申請でも良いのか。

A 6.

一助成先あたりの上限は年間 30 百万円で、運営委員会の厳正な審査を経たうえで申請額のうち必要額について認められるものです。少額の申請でも構いません。公益性が高いと認められる事業が選定されますので、是非ご応募ください。

Q 7. 1 年間にいくつの法人が選定されるのか。

A 7.

運営委員会の審査・判断によりますが、年間 2 億円を助成の目途としていて、助成先は 10 先程度になるものと想定されます。

Q 8. 複数年事業の申請でもよいのか、また複数年助成はあるのか。

A 8.

複数年度にわたる事業の場合は、全体及び各年度の事業計画を提出してください。事業内容によっては、一助成先に対する複数年助成を認めることとしています。ただし、助成は単年度ごとであり、毎年申請いただき、審査を経てからの助成となります。必ずしも全事業年度の助成が約束されているわけではございません。

Q 9. 具体的に助成対象費用は何か。

A 9.

詳細は募集要項のとおりですが、森林整備・施業等のハード事業では、伐出費、運搬費、作業道開設費、造林保育費等であり、森林所有者をとりまとめる等のソフト事業では、境界確定等調査費、座談会・郵送代等推進費、研修会議費、森林データ整備費等になります。人件費は対象となりますが、林業機械や車両、パソコン等の高額なものや汎用性が高いものの購入費用は対象外となります。

Q10. 対象となる事業の範囲について、ソフト事業はどこまでが範囲となるのか。

A10.

ソフト事業においても、森林整備（施業）と直接・密接に関連する取組みまでとします。具体的には、ソフト事業の取組内容、ハード事業との割合（業務、所要資金額等）等を参考に審査・判断されることになります。

なお、ソフト事業のみの申請も認めます（ただし上限金額 15 百万円）。この場合、次年度に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業計画と同時に提出してください。この次年度のハード事業について、助成の有無に関わらず、事業結果の報告を提出していただくことになります。

このハード事業について、翌年度に基金に応募（ソフト事業助成決定分と合わせて 30 百万円以内）いただくことは可能です（ただし、ソフト事業の助成決定がハード事業の決定を約束するものではありませんので、この点をご承知おきください）。

Q11. 事業期間や購入を計画していた物品について、希望通りの助成とならなかった場合はどうすれば良いか。

A11.

本公益信託は、荒廃した民有林の再生事業・活動に対して助成するものであり、助成は申請者の（将来的にも）自助努力部分があることを前提にしています。したがって、選考の過程で取組みの内容や所要資金額、必要性等を審査した結果、助成対象者として選定されても希望する期間や費目の全てについて資金が給付されない場合もあります。

申請者においては、補助金等も活用しながら当基金の助成をうまく活用し、助成終了後も将来にわたって取組みを続けていただくことを期待しています。

Q12. 補助金収入や伐採代金収入があっても、助成は受けられるのか。

A12.

補助金収入や原木伐採代金収入があっても助成は受けられます。ただし、対象事業の所要資金から、①申請者、森林所有者に対する公的な補助金、②対象森林の原木等の販売収入額（基金助成対象間伐事業等から見込まれる原木販売収入の全額）を除いた部分で、③上限30百万円として助成を行います。

※ 基金助成対象間伐事業とは、基金助成が無ければ山林所有者の負担が生じると見込まれる間伐事業です。

Q13. 営利を目的としない法人とは何か。

A13.

営利を目的としない法人には、森林組合・農協・漁協等の協同組合、NPO 法人、社団・財団等が想定されます。

Q14. なぜ、過去の活動歴等からみて運営に十分な能力、知見を有する団体だけを対象とするのか。

A14.

本公益信託では、荒廃した民有林の再生という趣旨で、相当規模・期間の事業に対する助成を想定していますので、それを実行できる能力・知見を有する団体でないと困難が予想されるからです。また、同様の観点から、助成対象先は法人格を有する団体としています。

Q15. 財務資料の提出が求められるが、収支状況が赤字では選定されないのか。

A15.

収支状況が赤字だからといって選定されないことや不利な扱いを受けることはありませんが、事業継続が見込めないほど財務状況が著しく厳しい場合には、選定が見送られる可能性があります。

Q16. 森林組合以外の団体も助成されるのか。

A16.

これまでに、森林組合以外には、NPO 法人、生産森林組合、事業協同組合、森林組合連合会の事業が採択されています。

当基金の助成基準は、公益性や創造性の高さであり、事業対象面積の広さは公益性の高さを示す指標のひとつです。しかし、公益性の高さを示す指標は、事業対象面積の広さ以外にも、例えば、事業活動における協同組合・地元住民・ボランティア・行政等との連携の幅広さやノウハウ・技術・生産性の向上等による事業の継続性や波及性の大きさなども考えられます。

Q17. 複数の団体による共同申請は認められるのか。

A17.

複数の団体による共同申請も認められます。その場合、代表者を明記した上で、事業・活動に際しての団体間の役割分担等が確認できる説明が必要になります。

Q18. なぜ、地方公共団体を除くのか。林業公社は社団（又は財団）だけが対象になるのか。

A18.

本公益信託は、荒廃した民有林、特に私有林を対象とするものであり、市町村有林のみを対象とすることは想定していません。地方公共団体自らが予算措置によって管轄内の森林再生を行うことが可能なこと等から対象外としています。

むしろ、地方公共団体は直接の助成先となるのではなく、対象となる助成先と一緒にあって地域の森林再生を行っていただく存在として期待しています。なお、非営利法人の林業公社は助成対象先になりますが、上記のとおり、私有林の再生を第一とするという観点から、内容を吟味して判断されることとなります。

Q19. いつ助成金は支給されるのか。

A19.

原則として1年後の事業完了後、報告書等の提出、事業内容の精査後の支給となりますが、希望される場合には、助成決定後、助成決定額の半分まで概算払い（前払い）を行います。

3. 申請方法・審査・選定について

Q20. 申請時に複数の森林所有者との長期契約を締結していないといけないのか。

A20.

助成決定前に締結していることは求めませんが、その確実性については審査されることとなります。助成決定後、長期契約の締結が一部できなかつた等により対象事業の一部変更があつた場合には、助成金決定額を上限に、実績等に基づいて助成金の支給が検討されることとなります。

Q21. 経費等の積算根拠はどのように説明したら良いのか。

A21.

積算根拠となる数値は、各事業、各地域で条件（単価、面積、人数、日数等）が異なるため、通常の事業計画策定時に使用する積算根拠を参考にして、今回の事業計画及びその積算根拠を記載してください。

Q22. 二次審査に係る申請で、計画数値につき詳細な積算根拠資料が必要とあるが、具体的にどのようなものか。また、事業報告時にはどのような資料が必要になるか。

A22.

二次申請時の提出資料として、ハード事業（造林保育費、伐出費、作業道開設費等）の場合は、事業地・作業種ごとの見積書・積算根拠（人件費、燃料費等を含む）が必要となります。ソフト事業（境界等調査費、座談会、研修会等）の場合は、各事業の見積書・積算根拠（講師謝金、会場費、日数等）の資料が必要となります。

事業完了報告時の提出資料として、ハード事業の場合は、各事業地の事業実績書、作業記録日報、賃金台帳、機械運転日報等の使用した経費を証明できる書類の写しが必要となります。ソフト事業の場合は、各事業の領収書、事業で使用した資料、配布物等が必要となります。

Q23. 助成案件の選定は、どのような視点で行われるのか。

A23.

以下の視点で行いますので、既往の補助事業の枠組みにとらわれず、地域の特性

に応じた創意工夫と夢のある事業・活動の応募を期待しています。

事業の中でも、特に、①、②に重点を置いたうえで、次のような緊急性、継続性、波及性等が高い事業・活動を選定します。

- ① 助成金終了後も継続性・波及性が認められる事業
 - ・ノウハウ・技術・生産性の向上、コスト削減等の取組み
 - ・地況・林況・森林施業等が同種の地域における模範となる取組み
 - ・事業基盤充実（人材育成、機械化等）を目指した取組み
- ② 過去に例の少ない先進的事業
- ③ 山づくりの長期的ビジョンが描かれ、それに基づいて申請事業の位置づけが明確な事業
- ④ 施業対象となる森林の整備が危急と認められる事業
- ⑤ 協同組合・地元住民・ボランティア・行政等と連携した活動

また、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ選定します。

Q24. なぜ、当該事業が実施可能な相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認のうえ、選定するのか。

A24.

農林中金80周年森林再生基金において、2005年度から集約化等を通じた荒廃林の再生事業を開始。その後の政策変更に応ずる形で、森林組合等の林業事業体において積極的に集約化施業に取り組んだ結果、荒廃林の再生と併せて、集約化施業のノウハウは大幅に向上するなど、相応の成果があがっています。

本基金では、これらの成果を踏まえ、一段高いレベルで森林・林業の再生に取り組む事業を重点的に選定していく方針です。

当該事業の実現可能性を調査・検討するポイントの一つとして、相応の態勢を有する、もしくは態勢強化が見込まれる団体かを確認する必要があると考えています。

Q25. 運営委員名や審議の議事録等を公開しないのか。

A25.

本公益信託を公益性のあるものにするためには、運営委員会を公平中立なものとしておくことが肝要です。運営委員会の委員名や議事録は非公開とした方が、運営委員会の公平中立性が担保できるものと考えています。この点、ご理解ください。

Q26. 選定された事業は公開しないのか。

A26.

助成対象事業は先進事例としてノウハウ等の普及の観点からも助成先等の了解を得たうえで、公開していきたいと考えています。

Q27. なぜ、事業完了後も継続して報告を求めるのか。

A27.

A25 のとおり、事業完了後は先進事例として公開していきたいと考えており、マスコミ等への掲載、他団体の視察受け入れ、対象森林の継続調査等にご協力いただくことを想定しています。

Q28. 個人情報保護法に基づく対応はどのようにすれば良いのか。

A28.

2005年4月1日より施行となった「個人情報の保護に関する法律」（以下、個人情報保護法）は、個人情報取扱事業者（※）については、①あらかじめ利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱うこと、②個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等を行うこと、等を規定しています。

本公益信託は、同法の趣旨を踏まえ、申請者が個人情報取扱事業者であるか否かに関らず、同法で求められた対応をとることを前提としています。

つまり、申請者は、森林所有者等の個人情報を取得するに際し（主に二次審査にかかる申請時を想定しています）、当該個人情報は本基金の助成金申請目的のために使用することについて、①当該内容を記載した書類の手交・郵送、又は②対象となる個人からの同意書の徴求、を行う必要があります。

助成金申請の際には、申請者の業務の範囲と利用目的を明記した上記書類の写しを添付書類として送付していただくこととなります。本書類がないと申請資料は受領できませんのでご注意ください。

※ 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業に使用している事業者。顧客の個人情報等を有する多くの法人等が該当する。ただし、個人情報データベースを構成する特定の個人の数が過去6ヶ月間継続して5,000人以下の事業者は除く。

以上

公益信託 農林中金森林再生基金（農中森力基金）
2021年度 助成金交付申請書 記載要領

- ・ 当基金の助成先決定のための一次審査は、本申請書を中心に行います。
- ・ 助成金交付申請書は、フォント（MS明朝、原則 10.5p）・文字数・表（行の高さ、列幅）など指定の書式を変更せずに記入してください。
- ・ 申請書は、正・副2部（2部とも押印、片面印刷、ホチキス留めなし）を郵送してください。
- ・ 「項目9～12」の様式は、1）通常の申請の場合、2）ソフト事業のみを申請する場合とで異なります。「項目1～8」「項目13、14」は共通様式です。

＜記載項目＞

2. 事業運営体制および活動実績・経営理念（方針）

- ・ 直近の事業報告書・財務資料等関係資料を別途添付してください。
- ・ 申請された事業を遂行するに際し、十分な事業運営が可能かの参考とします。
- ・ 直近の事業実績について、数量・金額、実績単価を記入してください。

【記載例】			
○事業運営態勢および活動実績（○○○○年度）			
中核組合認定の有無	有	無	申請中（いずれかに○をつける。）
合併計画の有無	有	無	（いずれかに○をつける。）
合併計画の概要（有の場合）	（合併協議会の設置、協議開始等）		
直近の合併履歴（年次、参加組合名等（※1989年度以降））			
職員数	○○名	現場技術者数	○○名
現場技術者班構成	林産班 △班○名、造林班 △班○名		
プランナー人数	現状	○名	（うち認定プランナー ○名）
	計画（目標○○○○年度）	○名	（うち認定プランナー ○名）
保有機械	現状	○○○ △台、○○○ △台、○○○ △台	
	計画（目標○○○○年度）	○○○ △台、○○○ △台、○○○ △台	
主たる作業システム	伐倒：	集材：	造材：（運材）：
森林整備事業	○○ha	○○千円	〈コスト〉
林産事業	○○m ³	○○千円	
作業道開設延長	○○m	○○千円	
集約化施業実行面積（単年度分）	○○地区	○○ha	
※森林組合以外の申請者は、適宜に運営体制、活動実績を記載ください。			
○経営理念（方針）			
事業体（非営利の法人）を運営（運営）していくうえでの基本的な理念（組織の存在意義、使命等）と、その理念を達成していくうえで具体的にどのような方針で臨もうとしているのか（※）などについて簡潔に記載してください。			
※ 森林整備（施業集約化等による低コスト作業等）、事業態勢整備（機械化、人材育成等）、地域貢献（地域（林業）活性化、地域環境の保全等への寄与）等にどのような方針で臨む考えか など			

3. 事業名

- ・ 事業目的・内容をふまえた簡潔な事業名を記入してください。

4. 申請金額

- ・ 申請金額を記入してください。

5. 事業目的（コンセプト）

- ・ 本事業を行う背景（事業対象地の地況、林況、森林整備の現状）、課題とそれらを踏まえた事業目的（意図、思いなど）を具体的かつ簡潔に記入してください。

6. 事業内容（概要）

- ・ 本事業を行う地域、事業対象地における森林整備の現状、課題と、それを踏まえて、今回申請している事業の具体的な内容を記入してください。
- ・ 具体的内容としては、荒廃した民有林の一定の区域（事業対象地）において、複数の森林所有者との長期契約を締結した上で、公益性を発揮し、費用対効果に十分配慮した創造的な事業であることをアピールするために、以下のポイント等について記入してください。
 - ①地域、事業対象地の現状、課題
 - ②地域の特性を踏まえた公益性が高く、創造的な事業である根拠
 - ③長期安定的な契約についての取組状況（当該地についての考え方を含む。）
 - ④再生事業の具体的な内容（森林整備を含むハード事業は必須です。）
 - ⑤事業を実施するにあたり、経費の算出で特に留意した点（機械化と路網の組合せによる新たな生産システムへの取組による低コスト化など）

7. 森づくりの長期ビジョンと本事業の位置付け

- ・ 貴法人が定めている地域の森林管理の中長期的なビジョン、森林管理方針などの森づくりのビジョン（特に決定した森づくりのビジョンが無い場合は、地域の森林整備を森林所有者に働きかけを行うに当たっての基本的な考え方等）と、今回応募した本事業が森づくりのビジョンなどとの関係においてどのような位置付けになるかについて記入してください。NPO 法人等の場合は、「地域」については、「活動区域等」と読み変えてください。
- ・ 本事業の位置付けとは、地域全体の森林管理の中で事業対象地の現状がどのような位置づけ（地域全体の中で、事業対象地は森林管理の状況が比較的低位にある、路網の整備が著しく遅れているなど）にあり、森づくりのビジョンなどに基づいて、どのような整備を行おうとしているのかを記入してください。
- ・ 本事業を行うに当たって、参考とした先進事例、施業方法、専門家からの指導等があれば記入してください。
- ・ 従来から連携してきた行政、地元住民、森林ボランティア団体、森林・林業関連団体等との連携を発展させるもの、あるいは、今後連携を図っていく予定があるものについては、そのようなことも記入してください。

【記載例】

(1) 森づくりの長期ビジョン

近年、森林に対する国民の要請は多様化、高度化している。一方、これまで営々として育てられてきた人工林は成熟化し利用期に入ったものの、間伐等の森林整備の遅れなどその管理や林業生産活動が停滞している。

当組合としては、持続可能な林業経営、国民の多様な要請に応える森林整備を推進するため、特に期待する機能の区分(機能区分)ごとに目標とする森林の姿(目標林型)等を明らかにした森づくりの長期ビジョンを策定し、森林整備の指針としている。

ア 機能区分

地域における森林の位置づけや地況、林況等を基に、特に期待する機能により、①木材等生産機能を重視する「生産林」、②公益的機能を重視する「環境林」に区分する。

イ 目標林型

(ア)生産林

- ・人工林のうち、長伐期大径材生産を目的とした林分は、80年生で平均胸高直径36cm、ha当たり本数500本程度の林分を目指す。また、その他の林分(間伐しても肥大成長が期待できない林分等)は、通常の伐期(50～60年生)とし、平均胸高直径30cm、ha当たり本数800本程度の林分を目指す(スギ人工林)。
- ・天然林のうち、生産林として適当な林分は皆伐を行い、育林コストのかからない萌芽更新を主体に天然生林として管理する。

(イ)環境林

- ・人工林のうち、急傾斜地、尾根筋、溪流沿い等で生産林に区分することが適当でない林分は、天然力を活用した天然生林へ移行する。
- ・天然林のうち、環境林に区分する林分は、それぞれ期待する公益的機能の高度発揮を目指した必要最小限の施業を実施するが、当面施業を見送ることも考慮する。

(2) 本事業の位置づけ

本事業においては、上記ビジョンに基づき、機能区分ごとの森林ゾーニングを行い、生産林において搬出間伐等の必要な施業を行うことを計画している。

対象事業地には、間伐遅れ等により気象害の恐れが高い林分が多くあり、これらの林分における施業方法(間伐率、選木方法等)について、引き続き〇〇県等の指導を受けながら現地で十分検討・実行し、その結果は、事業終了後も検証していくこととする。

また、本事業の成果については、ビジョンに定める「目標とする森林」へ誘導する施業方法のモデル林とすることで、森林所有者の森林への関心、理解を深めることとする。

8. 本事業実施による波及効果

- ・ 本事業の成果として想定している事項について記入する（生産性の向上等については、出来る限り定量的に）とともに、次のような波及効果についての考え方を記入してください。
- ・ 例えば、地域内の波及について、他に類似の荒廃森林が〇ヶ所、〇〇haあり、本事業の経験、実績展示等による情報発信等により、次年度以降に森林整備を計画する予定であるなど、今後の具体的な数字を含めた波及効果について記入してください。
- ・ また、地域内の波及に加えて、インターネットによる情報発信等により広域、全国への波及を考えていることなどについて記入してください。

9. 事業対象地とハード事業の内容

- ・ 事業対象地の森林については、団地が複数ある場合には、団地ごとに所在地、面積、森林所有者数を記入してください。

- ・ 事業実施箇所ごとの森林現況とハード事業の内容については、事業実施箇所を示した図面（下記の添付資料）に記入した番号ごとに、区域面積、樹種・林齢（齢級）、面積、ハード事業の内容を記入してください。また、必要に応じて、作業内容、仕様が分かるように間伐方法（定性／列状、搬出／伐捨）や間伐率（本数／材積）、搬出率等の数値などを加えてください（記載例 1 参照）。

10. ソフト事業の内容

- ・ 本事業の中のうち、ソフト事業としての取組について、何のために、何を行うのかについて具体的に記入してください（記載例 1 参照）。なお、ソフト事業のみの申請も認めます。この場合、次年度以降に必ず森林整備のハード事業を計画し、ソフト事業の計画と同時に提出してください（記載例 2 参照）。「項目 1～8」についても、ソフト事業のみだけではなく、ハード事業とソフト事業の内容を一体的に記してください。

11. 施業カレンダー

- ・ ハード・ソフト事業として予定している事業項目ごと（項目が多すぎる場合は、適宜まとめて下さい。）に、月次の実施計画を施業カレンダーに図示してください（記載例 1 参照）。

12. 事業費・助成金

- ・ ハード・ソフト事業にかかる経費、助成金以外の収入および本件助成金額を算出するに当たっては、表に記載されている単位ごとの単価を基に出来る限り詳細に計算してください（記載例 2 参照）。単価の算出根拠については、後日改めて照会させていただきますことがありますので、採用した算出根拠は明らかにしておいてください。
- ・ 算出根拠の単位が指定されていない項目に関しては、新たに単位を記入してください。

13. 写真

- ・ 事業対象地の写真のうち、事業の背景や必要性がわかるような代表的なもの 4 点程度を枠内に収まるように添付してください。直下にその写真の説明を加えてください。

14. 事業計画図（縮尺 1／5,000 又は 1／10,000、A4 又は A3 用紙 1 枚）

- ・ 具体的な面的計画を明らかにした図面
本事業の対象区域、施業実施区域（搬出・伐捨間伐等）、路網計画（林業専用道、森林作業道別等）を明示してください。

< 記載例 1 >

2022 年度（通常の申請）

9. 事業対象地とハード事業の内容

(1) 事業対象地の森林

所在地	区域面積	実施面積	森林所有者数
○県○郡○町○大字○○～△△番地、	150.00ha	55.00ha	80名
〃 □□番地	100.00ha	35.00ha	20名
	計 250.00ha	計 90.00ha	計 100名 (うち実施面積 60名)

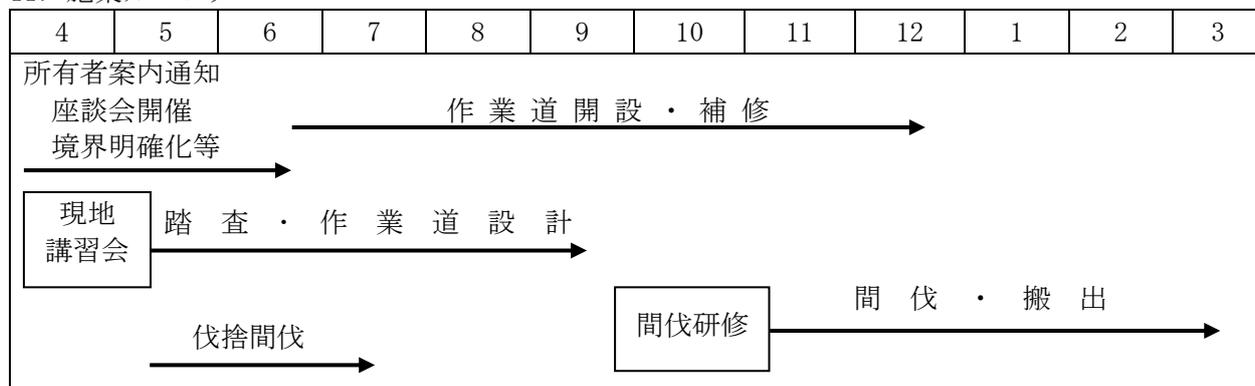
(2) 事業実施箇所ごとの森林現況とハード事業の内容

番号	区域面積	樹種・林齢 (年齢)	実施面積 ha	ハード事業の内容
1	150.00	ヒノキ 5 年齢級	30.00	伐捨間伐 30ha 3 残 1 伐列状間伐 25ha 搬出総材積 1,500 m ³ (蓄積 350m ³ /ha × 材積間伐率 25% (支障木含む) × 搬出率 90% × 歩留まり 75% ÷ 搬出材積 60 m ³ /ha)
		スギ 8 年齢級	15.00	
		スギ 9 年齢級	10.00	
		実施面積計	55.00	
2	100.00	ヒノキ 5 年齢級	20.00	伐捨間伐 20ha 定性間伐 15ha 搬出総材積 900 m ³ (蓄積 350m ³ /ha × 材積間伐率 25% (支障木含む) × 搬出率 90% × 歩留まり 75% ÷ 搬出材積 60 m ³ /ha)
		ヒノキ	15.00	
		10～12 年齢級		
		実施面積計	35.00	
3	250.00	(全域)		作業道開設 6,000m・補修 600m (幅員 3.0m)

10. ソフト事業の内容

所有者案内通知・座談会開催：不在村者を含むスギ・ヒノキ人工林所有者 100 人を対象に、案内の通知および座談会の開催を通じて、長期の施業委託契約を締結する。
境界明確化等調査：施業計画の取りまとめを図るために、境界明確化等の調査を実施して施業集約化の計画を策定する。
現地講習会：施業集約化・ハード事業の達成を目的として、講師を招いた現地講習会を開催する。
検証・分析：新旧作業システムの工程調査およびコスト等の比較検証・分析を行う。

11. 施業カレンダー



< 記載例 1 >

2022 年度 (通常の申請)

12. 事業費・助成金

		費用・収入等	算出根拠	単位
ハ ー ド 事 業 経 費	選木費	960,000	2,400 m ³ ×@400	円/m ³
	伐出費	19,200,000	2,400 m ³ ×@8,000 (伐倒・集材・造材含む)	円/m ³
	運搬費	4,800,000	2,400 m ³ ×@2,000	円/m ³
	作業道開設費	9,180,000	(開設)6,000m×@1,500 (補修)600m×@300	円/m
	伐捨間伐費	7,500,000	50ha×@150,000	円/ha
	機械リース費	2,000,000	ハーベスタ(0.45 m ³) 4ヶ月×@500,000	円/機
	小計①	43,640,000		
ソ フ ト 事 業 経 費	境界調査費	4,200,000	105ha×@40,000	円/ha
	森林調査費	1,050,000	105ha×@10,000	円/ha
	座談会関係費	200,000	(座談会)2回×@70,000	円/回
			(案内通知等)@60,000	円/一式
	講習会開催費	200,000	(講師旅費・謝金等)2回×@100,000	円/回
	検証・分析費	1,000,000	50人日×@20,000 各工程データ収集・分析等費	円/人日
	看板作製設置費	200,000	2基×@100,000	円/基
小計②	6,850,000			
事業費合計③ (①+②)		50,490,000		
助 成 金 以 外 の 収 入	原木販売収入	16,200,000	スギB材 1,500 m ³ ×@6,000=9,000,000 ヒノキB材 900 m ³ ×@8,000=7,200,000 ※市場手数料、はい積料を除いた手取り単価 樹種、A・B・C・D別に記載	円/m ³
	その他販売収入			
	補助金	10,910,000	①搬出間伐 25ha×@170,000=4,250,000 ②伐捨間伐 30ha×@102,000=3,060,000 ④作業道 6,000m×@600=3,600,000	円/ha 円/ha 円/m
	収入小計④	27,110,000		
本件助成金額 (③-④)		23,380,000		
自 己 資 金	間伐研修	300,000	3名×管外研修費用(参加費・旅費)@100,000	円/人
	合計	300,000		

※ 本事業の実施に必要で、助成対象外となる経費・物品等があれば自己資金欄に記入してください。

< 記載例 2 >

2022～2023 年度（ソフト事業のみの申請）

9. ソフト事業の事業対象地と内容（2022 年度実施）

(1) 事業対象地の森林

所在地	区域面積	実施面積	森林所有者数
○県○郡○町○大字○○～△△番地、	150.00ha	55.00ha	80名
〃 □□番地	100.00ha	35.00ha	20名
	計 250.00ha	計 90.00ha	計 100名 (うち実施面積 60名)

(2) ソフト事業の内容

<p>所有者案内通知・座談会開催：不在村者を含むスギ・ヒノキ人工林所有者 120 人を対象に、案内の通知および座談会の開催を通じて、長期の施業委託契約を締結する。</p> <p>境界明確化等調査：施業計画の取りまとめを図るために、境界明確化等の調査を実施して施業集約化の計画を策定する。</p> <p>現地講習会：施業集約化・ハード事業の達成を目的として、講師を招いた現地講習会を開催する。</p>

10. 施業カレンダー

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2022 年度	所有者案内通知											
	座談会開催		境界明確化等									
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;">現地講習会</div>											

11. ハード事業の内容と事業実施箇所ごとの森林現況（2023 年度実施）

番号	区域面積 ha	樹種・林齢 (齢級)	実施面積 ha	ハード事業の内容
1	150.00	ヒノキ 5 齢級	30.00	伐捨間伐 30ha 3 残 1 伐列状間伐 25ha 搬出総材積 1,500 m ³ (蓄積 350m ³ /ha×材積間伐率 25%(支障木含む)× 搬出率 90%×歩留まり 75%≒搬出材積 60 m ³ /ha)
		スギ 8 齢級	15.00	
スギ 9 齢級	10.00			
		実施面積計	55.00	
2	100.00	ヒノキ 5 齢級	20.00	伐捨間伐 20ha 定性間伐 15ha 搬出総材積 900 m ³ (蓄積 350m ³ /ha×材積間伐率 25%(支障木含む)× 搬出率 90%×歩留まり 75%≒搬出材積 60 m ³ /ha)
		ヒノキ 10～12	15.00	
		実施面積計	35.00	
3	250.00	(全域)		作業道開設 6,000m・補修 600m(幅員 3.0m以下)

<記載例2>

2022～2023 年度（ソフト事業のみの申請）

12. 事業費・助成金

(1) ソフト事業経費（2022 年度実施、助成対象）

		費用・収入等	算出根拠	単位
ソフト事業経費	境界調査費	5,000,000	125ha × @40,000	円/ha
	森林調査費	1,250,000	125ha × @10,000	円/ha
	座談会関係費	200,000	(座談会)2回 × @70,000 (案内通知等) @60,000	円/回 円/一式
	講習会開催費	200,000	(講師旅費・謝金等)2回 × @100,000	円/回
	小計①	6,250,000		
助成金以外の収入	補助金	375,000	施業実施区域の明確化作業（9 齢級以下の人工林）75ha × @5,000	円/ha
	その他の収入	0		
	収入小計②	375,000		
本件助成金額 (① - ②)		5,875,000		
自己資金	間伐研修	300,000	3 名 × 研修費用(参加費・旅費) @100,000	円/人
	合計	300,000		

(2) ハード事業経費（2023 年度実施、自己資金）

		費用・収入等	算出根拠	単位
ハード事業経費	選木費	960,000	2,400 m ³ × @400	円/m ³
	伐出費	19,200,000	2,400 m ³ × @8,000(伐倒・集材・造材含む)	円/m ³
	運搬費	4,800,000	2,400 m ³ × @2,000	円/m ³
	作業道開設費	9,180,000	(開設)6,000m × @1,500 (補修)600m × @300	円/m
	伐捨間伐費	7,500,000	50ha × @150,000	円/ha
	機械リース費	2,000,000	ハーベスタ(0.45 m ³) 4ヶ月 × @500,000	円/機

※ 本事業の実施に必要で、助成対象外となる経費・物品等があれば自己資金欄に記入してください。

